

国住政第116号
平成27年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 平成29年4月1日
改正 平成30年4月1日
改正 平成31年4月1日
改正 令和元年7月1日
改正 令和2年4月1日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅政策課長

住宅企画官

買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置における
建築士等の証明事務の実施について

今般、平成27年度改正において、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）の一部が改正され、法附則第11条の4第4項の規定により、宅地建物取引業者が中古住宅を買取り、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行って、個人に譲渡する場合、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に課される不動産取得税を減額する特例措置（以下「買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置」という。）が創設された。

本改正を踏まえ、法附則第11条の4第4項に規定する改修工事をしたことを確認するための書類について、本通知により定めることとしたので下記事項に十分留意するよう配意願いたい（本通知中の法及び令については、令和2年4月1日現在の条文で掲載している。）。

貴職におかれては、貴団体会員に対しても本通知を周知願いたい。

また、本通知の内容については関係省庁とも協議済みであるので、念のため申し添え

る。

記

1. 法附則第11条の4第4項に規定する改修工事をしたことを確認するための書類について

法附則第11条の4第4項に規定する改修工事をしたことの証明については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）から証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項に規定する住宅^{かし}瑕疵担保責任保険法人が、当該申請に係る工事が令附則第9条の3第1項第1号イに規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同号ロに規定する修繕若しくは模様替、同号ハに規定する修繕若しくは模様替、同号ニに規定する修繕若しくは模様替、同号ホに規定する修繕若しくは模様替、同号ヘに規定する修繕若しくは模様替又は同号トに規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を、別表1又は別表2の書式により証する書類とする。なお、当該証明年月日が平成28年4月30日以前の場合、別表1又は別表2の書式により、当該証明年月日が平成28年5月1日以降の場合、別表1の書式により証するものとする。

2. 適用対象となる改修工事について

買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用対象となるために必要な改修工事は、次に掲げるものであることにつき証明がされたものである（当該証明については、下記11. 以降を参照のこと。）。

(1) 令附則第9条の3第1項第1号イに規定する工事

令附則第9条の3第1項第1号イに規定する増築、改築、建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替（以下「第1号工事」という。）

(2) 令附則第9条の3第1項第1号ロに規定する工事

令附則第9条の3第1項第1号ロに規定する共同住宅等の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（(1)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第2号工事」という。）

- ① 令附則第9条の3第1項第1号ロ（1）に規定する当該独立的に区画された一の部分の床（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行う修繕又は模様替（以下「床の過半の修繕又は模様替」という。）

- ① 令附則第9条の3第1項第1号ロ（1）に規定する当該独立的に区画された一の部分の主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替（以下「階段の過半の修繕又は模様替」という。）
- ② 令附則第9条の3第1項第1号ロ（2）に規定する当該独立的に区画された一の部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）（以下「間仕切壁の過半の修繕又は模様替」という。）
- ④ 令附則第9条の3第1項第1号ロ（3）に規定する当該独立的に区画された一の部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）（以下「壁の過半の修繕又は模様替」という。）
- (3) 令附則第9条の3第1項第1号ハに規定する工事
令附則第9条の3第1項第1号ハに規定する改修工事対象住宅のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（(1)又は(2)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第3号工事」という。）
- (4) 令附則第9条の3第1項第1号ニに規定する工事（耐震改修工事）
令附則第9条の3第1項第1号ニに規定する改修工事対象住宅について行う建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（(1)～(3)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第4号工事」という。）
- (5) 令附則第9条の3第1項第1号ホに規定する工事（バリアフリー改修工事）
令附則第9条の3第1項第1号ホに規定する改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議して定める高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する修繕又は模様替（(1)～(4)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第5号工事」という。）
- (6) 令附則第9条の3第1項第1号ヘに規定する工事（省エネ改修工事）
令附則第9条の3第1項第1号ヘに規定する改修工事対象住宅について行う国土交通大臣が総務大臣と協議して定める外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する修繕又は模様替（(1)～(5)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第6号工事」という。）
- (7) 令附則第9条の3第1項第1号トに規定する工事（給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事）
令附則第9条の3第1項第1号トに規定する改修工事対象住宅について行う給水管、排水管又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第2項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に係る修繕又は模様替（当該改修工事対象住宅の瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されているもの

に限り、(1)～(6)に掲げる工事に該当するものを除く。以下「第7号工事」という。)

3. 第1号工事のうち増築に該当するか否かの判断基準について

別棟の建築物について、増築に該当するか否かは次の判断基準に基づいて判断するものとする。

増築に該当する別棟の建築物とは、既存の建築物と一体でなければ生活を営めず、単独では住宅としての機能を有しない建築物をいう。

4. 第2号工事に該当するか否かの判断基準について

第2号工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

(1) 床の過半の修繕又は模様替

床の過半について行う修繕又は模様替とは、宅地建物取引業者が行う修繕又は模様替に係る床面積が、独立的に区画された一の部分の床の全床面積の過半であることをいう。

(2) 階段の過半の修繕又は模様替

階段の過半について行う修繕又は模様替とは、宅地建物取引業者が行う修繕又は模様替に係る水平投影面積が、独立的に区画された一の部分の階段の全水平投影面積の過半であることをいう。

(3) 間仕切壁の過半の修繕又は模様替

① 間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替とは、宅地建物取引業者が行う修繕又は模様替に係る壁の室内に面する部分の壁面の水平投影長さが、独立的に区画された一の部分の間仕切壁の室内に面する部分の壁面の全水平投影長さの過半であることをいう。

② 遮音のための性能を向上させるものとは、新規に次の遮音性能を有する材料を使用し、かつ、そのための適切な施工がなされているものをいう。

イ 石膏ボード

チ 木質セメント板

ロ グラスウール

リ 木片セメント板

ハ 遮音シート

ヌ 吹き付けロックウール

ニ 鉛遮音板

ル 軟質繊維板

ホ 遮音気密防音パッキング

ヲ その他イからルまでに規定する材料

ヘ ロックウール

と同等の遮音性能を有する材料

ト ロックウール吸音板

③ 熱の損失の防止のための性能を向上させるものとは、熱伝達抵抗 R_t を修繕又は模様替の前後についてそれぞれ次式により算定し、従後の値が従前の値に比して高くなるものをいう。

[算 式]

$$R_t = R_o + \sum_n (l_n / \lambda_n) + R_i$$

$$\left(\begin{array}{l} R_t : \text{熱伝達抵抗} \text{ [m}^2 \cdot \text{h} \cdot \text{°C/kcal]} \\ R_o : \text{外気側表面熱伝達抵抗} \text{ [m}^2 \cdot \text{h} \cdot \text{°C/kcal]} \\ R_i : \text{室内側表面熱伝達抵抗} \text{ [m}^2 \cdot \text{h} \cdot \text{°C/kcal]} \\ l_n : \text{壁の各材料の層の厚さ} \text{ [m]} \\ \lambda_n : \text{壁の各材料の熱伝導率} \text{ [kcal/m} \cdot \text{h} \cdot \text{°C]} \end{array} \right)$$

5. 第3号工事に該当するか否かの判断基準について

第3号工事に該当するか否かは、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

- (1) 一室とは、原則として、壁又は建具等により囲まれた区画をいうものとするが、当該区画において、以下のいずれかに該当する空間がある場合は、当該空間は異なる室として取り扱うものとする。
 - ① 設計図書等から判断される目的及び床の仕上げが異なる空間
 - ② 設計図書等から判断される目的及び壁の仕上げが異なる空間
- (2) 押入等の収納部分については、建具等を介して接する室に含まれるものとする。
- (3) 居室とは、建築基準法第2条第4号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。
- (4) 床又は壁の「全部」とは、原則として、床にあっては、一室の床の全床面積又は壁の室内に面する壁面の全水平投影長さをいうものとするが、例えば、押入、出窓、床の間等についてのみ修繕又は模様替が行われない場合については、当該一室の床又は壁の全部について修繕又は模様替が行われるものとみなして差し支えない。

6. 第4号工事に該当するか否かの判断基準について

第4号工事に該当するか否かは、次の判断基準に基づいて判断するものとする。

- (1) 修繕又は模様替を行う改修工事対象住宅について、建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるものであること。
- (2) 国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とは、平成18年国土交通省告示第185号で定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準をいう（平成27年国土交通省告示第476号）。

7. 第5号工事に該当するか否かの判断基準について

平成27年国土交通省告示第477号（以下7.において「第5号工事告示」という。）において、第5号工事に該当する改修工事について規定されている。

第5号工事に該当するか否かは、第5号工事告示に従い、それぞれ次の判断基準に基づいて判断するものとする。

- (1) 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね750mm以上（浴室の出入口にあってはおおむね600mm以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。

- (2) 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事

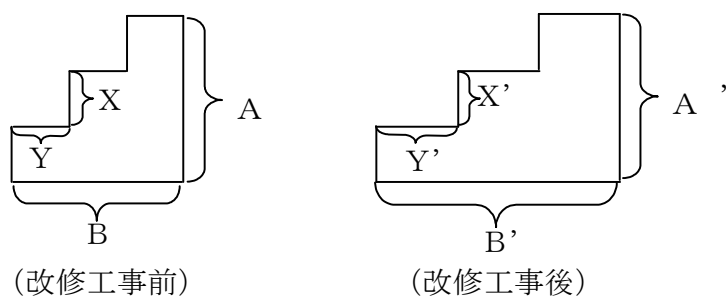
以下のような方法により、従前の階段の勾配が従後の階段の勾配に比して緩和されたことが確認できる工事をいい、階段の勾配を緩和する工事に伴って行う電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は一体工事として含まれる。

- ① 改修工事前後の立面断面図で比較する場合

$$X/Y > X'/Y' \quad \text{又は} \quad A/B > A'/B'$$

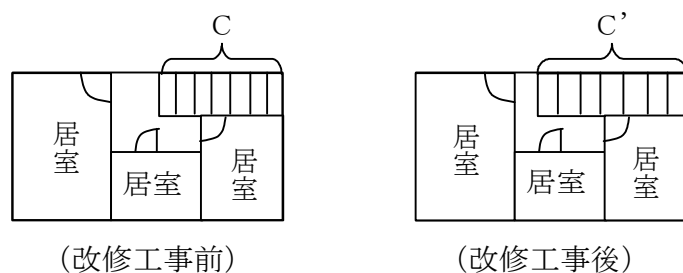
（注）X、X'：けあげの寸法、Y、Y'：踏面の寸法

A、A'：階段の高さ、B、B'：階段の長さ



- ② 改修工事前後の平面図で比較する場合

$$C < C'$$



- (3) 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

- ① 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事

浴室の床面積を増加させる工事であって、工事後の床面積がおおむね1.8㎡以上及び短辺の内法寸法がおおむね1,200mm以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動や、一体工事として浴室の床

面積を増加させる工事に伴って行う仮浴室の設置、浴室の床面積を増加させる工事と併せて行う脱衣室の床面積を増加させる工事等の工事は含まれる。

② 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事

浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事は一体工事として含まれる。

③ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事

設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）やすのこの等の設備の設置は含まれないが、一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事は含まれる。

④ 高齢者等の身体洗净を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事

蛇口の移設、レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワーへの取替え等の工事をいい、一体工事として蛇口を移設するための工事に伴って行う壁面タイルの取替え等の工事は含まれる。

(4) 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの

① 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

便所の床面積を増加させる工事であって、工事後の長辺の内法寸法がおおむね1,300mm以上又は便器の前方若しくは側方における便器と壁との距離がおおむね500mm以上であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去、取替えや、一体工事としてそれらに伴って行う給排水設備の移設等の工事が想定される。

便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動や、一体工事として便所の床面積を増加させる工事に伴って行う仮便所の設置等の工事は含まれる。

② 便器を座便式のものに取り替える工事

和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む。）に取り替える工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座への取替えは含まれないが、一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事は含まれる。

③ 座便式の便器の座高を高くする工事

便器のかさ上げ、取替え等により便器の座高を高くする工事をいい、取り外し可能な腰掛け便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置は含まれないが、一体工事として座高を高くする工事と併せて行うトイレトペーパーホルダーの移設等の工事は含まれる。

(5) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。

(6) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の

出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。)

敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

(7) 出入口の戸を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの

① 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事

開戸を引戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替える工事をいう。

② 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事

開戸のドアノブをレバーハンドルや取手など開閉を容易にするものに取り替える工事をいう。

③ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事

引戸、折戸等にレール、戸車、開閉のための動力装置等を設置する工事や開戸を吊戸方式に変更する工事をいう。

(8) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付けによる表面処理のみを行うものは含まれないが、一体工事として床の材料の取替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。

8. 第6号工事に該当するか否かの判断基準について

平成27年国土交通省告示第478号（以下8.において「第6号工事告示」という。）において、第6号工事に該当する改修工事について規定されている。

第6号工事に該当するためには、(1)①全ての居室の全ての窓、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(7)の要件を満たす工事、又は(2)①居室の窓、又は①と併せて行う②天井等、③壁、④床等の1つ以上に該当する改修工事で、次の(7)及び(4)の各要件を満たす工事を行う必要がある。

(7) 改修を行う各部位がいずれも平成28年省エネルギー基準相当以上の省エネ性能となること。

改修を行う各部位が、次の表の各項のいずれかに該当する必要がある。

	熱貫流率
①窓の断熱性を高める工事等	
イ 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事又は窓の断熱性能を高める工事（別表5-1の8地域又は別表5-2の8地域を除く。）	第6号工事告示別表1-1-1の基準値以下

別表 5－1 の 8 地域又は別表 5－2 の 8 地域	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置	
全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事又は窓の日射遮蔽性を高める工事	第 6 号工事告示別表 1－1－2 に該当	
	熱貫流率	熱抵抗
②天井等の断熱性能を高める工事	第 6 号工事告示別表 2 の基準値以下	第 6 号工事告示別表 3 の基準値以上
③壁の断熱性能を高める工事		第 6 号工事告示別表 3 の基準値以上（鉄骨造で内張断熱工法及び外張断熱工法以外の工法にあっては第 6 号工事告示別表 4 の基準値以上）
④床等の断熱性能を高める工事		第 6 号工事告示別表 3 の基準値以上

備考

- (i) ①から④までの工事（①の「窓の断熱性を高める工事」及び「窓の日射遮蔽性を高める工事」を除く。）は、以下に掲げるそれぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

ただし、当該工事の施工前に既にこの表の各項のいずれかに該当する部分を有する場合で、当該部分以外を対象部分の全てについて工事を行った場合は、対象部分の全てについて工事を行ったものとして取り扱うものとする。

①の工事 居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。）

②の工事 屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井

③の工事 外気等に接する壁

④の工事 外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除き、外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎（平成29年3月31日までに居住の用に供した場合にあっては、土間床等）を含む。）

※ ②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）第1項(1)に掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同等の

空間の居室に面する部位以外の部位

- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ・ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- ・ 単位住戸の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

※ 平成29年3月31日までに居住の用に供した場合、②から④までの工事については、上記の部分のうち、以下の部分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則5(1)イからホまでに掲げる部分）を除く。

- ・ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の居室に面する部位以外の部位
- ・ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する壁
- ・ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁、ベランダその他これらに類するもの
- ・ 玄関、勝手口及びこれに類する部分における土間床部分
- ・ 断熱構造となっている浴室下部における土間床部分

(ii) ①の工事は居室の外気に接する窓が対象となるが、居室とは、建築基準法第2条第4号に規定する居住のために継続的に使用する室をいうものであり、具体的には、居間、食事室、居間兼食事室、食事室兼調理室、居間兼食事室兼調理室、寝室、応接室、書斎その他これに類するものをいう。

(iii) ②から④までの工事については、第6号工事告示別表3において、断熱材の熱抵抗の基準が規定されているが、補足として、別表3に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

また、第6号工事告示別表4において規定されている断熱材の熱抵抗の基準については、補足として別表4に断熱材の必要厚さを地域別に示す。

(iv) ②から④までの工事については、発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いないことに留意する。

(イ) 改修後の住宅全体の省エネ性能について①断熱等性能等級が等級4以上、又は②一次エネルギー消費量等級が等級4以上かつ断熱等性能等級が等級3となること。

9. 第7号工事のうち雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替に該当するか否かの判断基準について

平成27年国土交通省告示第479号（以下9.において「第7号工事告示」という。）において、第7号工事に該当する改修工事について規定されている。

第7号工事のうち雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替に該当するか否かは、第7号工事告示に従い、次の判断基準に基づいて判断するものとする。

① 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具に係る工事

② 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分に係る工事

なお、①又は②に該当する工事を行ったとしても、令附則第9条の3第1項第1号トの国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていない場合、第7号工事には該当しないことに留意すること。

10. 工事費要件について

(1) 法附則第11条の4第4項に規定する改修工事のうち、第1号工事～第6号工事に係る工事費要件

不動産取得税の軽減の特例の適用対象となるのは、令附則第9条の3第1項第1号イからへまでに規定する改修工事に要した費用の額が100万円を超える場合である。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、法附則第11条の4第4項に規定する改修工事の費用の額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうち居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。

(2) 第4号工事に係る工事費要件

不動産取得税の軽減の特例の適用対象となるのは、第4号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第4号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうち居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第4号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

(3) 第5号工事に係る工事費要件

不動産取得税の軽減の特例の適用対象となるのは、第5号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第5号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうち居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第5号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

(4) 第6号工事に係る工事費要件

不動産取得税の軽減の特例の適用対象となるのは、第6号工事に要した費用の額が50万円を超える場合である。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第6号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうち居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第6号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

(5) 第7号工事に係る工事費要件

不動産取得税の軽減の特例の適用対象となるのは、第7号工事に要した費用の額（保証保険契約が締結されている工事が対象）が50万円を超える場合である。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第7号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうち居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となる。また、第7号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

11. 証明主体について

改修工事に係る証明主体は、次に掲げる者である（以下これらの者を「建築士等」と総称する）。

- ① 建築士法第23条の3第1項の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（証明を行う住宅が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）
- ② 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関
- ③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
- ④ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

12. 建築士等の証明が必要な工事

建築士等の証明が必要となる改修工事は、2.(1)に掲げる工事のうち建築基準法第6条に規定する確認を要するものの以外のもの並びに2.(2)、(3)、(4)、(5)、(6)又は(7)に掲げる工

事である。

なお、建築士等は、10. の工事費要件を満たしているか否かを確認することとする。

13. 建築士等の証明手続

(1) 12. に記載する工事に共通する証明手続

(i) 証明に必要な書類

建築士等は、証明の申請に当たって、申請者に対して次に掲げる改修工事に係る書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

① 改修工事を行った住宅の登記事項証明書

② 工事請負契約書

③ 設計図書その他設計に関する書類（第6号工事以外の工事を行った場合は、当該書類がある場合に限る。）

(注) 上記②の書類又はその写しがない場合は、上記②の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出するよう求めるものとする。

イ 改修工事に要した費用に係る領収書

ロ 改修工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

(ii) 証明の方法

証明を行う建築士等は、必要に応じて現地調査を行い（ただし、(i) ②及び(i) (注) ロ双方の書類又はその写しがない場合は必ず行う。）、(i) ①から③までに掲げる書類（(i) (注) イ及びロの書類を含む。）又はその写しにより当該工事が改修工事に該当すると認めた場合には、別表1に掲げる増改築等工事証明書又は別表2に掲げる改修工事証明書に証明を行った建築士の免許証の写し又は免許証明書の写しを添えて申請者に交付するものとする。証明書発行者においては、別表1に掲げる増改築等工事証明書又は別表2に掲げる改修工事証明書の様式により、改修内容の証明を行うものとする。なお、当該証明年月日が平成28年4月30日以前の場合、別表1に掲げる増改築等工事証明書又は別表2に掲げる改修工事証明書の様式を用い、当該証明年月日が平成28年5月1日以降の場合、別表1に掲げる増改築等工事証明書の様式を用いるものとする。

(iii) 証明時期

証明は、原則として工事完了後に行うものとする。

(2) 第4号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第4号工事に係る税制特例の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第4号工事の費用の額及びこれらの改修工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10. (2)の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

(3) 第5号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第5号工事の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第5号工事の費用の額及び当該改修工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10. (3)の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

(4) 第6号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第6号工事の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第6号工事の費用の額及びこれらの改修工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10. (4)の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

(5) 第7号工事に係る工事費要件の確認に必要な書類

建築士等は、申請者が第7号工事の適用を受けようとする場合は、工事費内訳書その他の第7号工事の費用の額及びこれらの改修工事の全体の費用の額を証する書類又はその写しによって、10. (5)の工事費要件を満たすか否かにつき確認を行うものとする。

14. 増改築等工事証明書及び改修工事証明書の記載事項についての留意点

(1) 工事の内容の欄には、

イ 工事を行った住宅の部分

ロ 工事面積

ハ 工法

ニ 2. (2)④の工事にあつては、遮音のための性能を向上させるために使用した材料

ホ 2. (2)④の工事にあつては、修繕又は模様替を行う前及び行つた後の熱伝達抵抗 R_t の値

ヘ 2. (4)の工事にあつては、耐震改修工事の内容

ト 2. (5)の工事にあつては、バリアフリー改修工事の内容

チ 2. (6)の工事にあつては、省エネ改修工事の内容

リ 2. (7)の工事にあつては、給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事の内容

等について当該工事が令附則第9条の3第1項第1号イからトまで規定する改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう具体的に記載するものとする。

(2) 法附則第11条の4第4項に規定する改修工事に要した費用の額等に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、改修工事に要した費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

(3) 上記10. (1)の工事費要件を満たす令附則第9条の3第1項第1号イからへまでに規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場

合には、当該工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第1号工事から第6号工事の改修工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

- (4) 上記10. (2)の工事費要件を満たす第4号工事を行った場合は、法附則第11条の4第4項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第4号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第4号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

- (5) 上記10. (3)の工事費要件を満たす第5号工事を行った場合（(4)に該当する場合を除く。）は、法附則第11条の4第4項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第5号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第5号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

- (6) 上記10. (4)の工事費要件を満たす第6号工事を行った場合（(4)及び(5)に該当する場合を除く。）は、法附則第11条の4第4項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第6号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第6号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を

取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

- (7) 上記10. (5)の工事費要件を満たす第7号工事((4)、(5)及び(6)に該当する場合を除く。)を行った場合は、法附則第11条の4第4項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容について記載する表に記載することとする。

なお、改修工事に係る部分のうちに個人の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、第7号工事の金額は、当該改修工事の費用の額に、改修工事に要した費用の額のうちに居住の用に供する部分の改修工事に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した額となることに留意する。また、第7号工事を行った場合の費用の額に関し、工事を行った住宅が区分所有建物であるときは、工事に係る証明の対象となる住宅を取得した個人の専有部分のみについて行った工事に要した費用の額となることに留意する。ただし、専有部分と共用部分が明確に分けられない場合は、各住宅の工事費用は、当該改修工事の費用の額に、工事を行った面積全体のうちに当該各住宅の床面積の割合を乗じて計算した額とする。

15. 建築士等の証明手数料について

証明手数料については、実費、技術料等を勘案し適正なものとする。

別表1については、建設省住民発32号の別添5（増改築等工事証明書）（P.179）を参照のこと 別表2については省略
--

別表 3 地域別断熱材の必要厚さ

※平成29年3月31日以前に居住の用に供した場合については、表中「土間床等の外周部分の基礎」とあるのは「土間床等の外周部」とする。

(別表5-1の1及び2地域又は別表5-2の1及び2地域)

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)					
				A-1	A-2	B	C	D	E F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	3.6	190	180	165	145	125	105 80
		壁	2.3	120	115	105	95	80	65 55
		床	3.2	170	160	145	130	110	90 75
		その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65 50
		土間床等の外周部分の基礎	1.7	90	85	80	70	60	50 40
		その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15 15
	外断熱工法	屋根又は天井	3.0	160	150	135	120	105	85 70
		壁	1.8	95	90	85	75	65	55 40
		床	3.2	170	160	145	130	110	90 75
		その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65 50
		土間床等の外周部分の基礎	1.7	90	85	80	70	60	50 40
		その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15 15
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225 185 150
			天井	5.7	300	285	260	230	195 160 130
		壁	3.3	175	165	150	135	115	95 75
		床	5.2	275	260	235	210	180	150 115
		その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95 75
		土間床等の外周部分の基礎	3.5	185	175	160	140	120	100 80
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	345	330	300	265	225 185 150
			天井	5.7	300	285	260	230	195 160 130
		壁	3.6	190	180	165	145	125	105 80
		床	4.2	220	210	190	170	145	120 95
		その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90 70
		土間床等の外周部分の基礎	3.5	185	175	160	140	120	100 80
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井	5.7	300	285	260	230	195	160 130
		壁	2.9	155	145	135	120	100	85 65
		床	3.8	200	190	175	155	130	110 85
		その他の部分							
		土間床等の外周部分の基礎	3.5	185	175	160	140	120	100 80
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30

(別表5-1の3地域又は別表5-2の3地域)

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)					
				A-1	A-2	B	C	D	E F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井	2.7	145	135	125	110	95	80 60
		壁	1.8	95	90	85	75	65	55 40
		床	2.6	140	130	120	105	90	75 60
		その他の部分	1.8	95	90	85	75	65	55 40
		土間床等の外周部分の基礎	1.4	75	70	65	60	50	40 35
		その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15 10
	外断熱工法	屋根又は天井	2.2	115	110	100	90	75	65 50
		壁	1.5	80	75	70	60	55	45 35
		床	2.6	140	130	120	105	90	75 60
		その他の部分	1.8	95	90	85	75	65	55 40
		土間床等の外周部分の基礎	1.4	75	70	65	60	50	40 35
		その他の部分	0.4	25	20	20	20	15	15 10
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160 130 105
			天井	4.0	210	200	180	160	140 115 90
		壁	2.2	115	110	100	90	75	65 50
		床	5.2	275	260	235	210	180	150 115
		その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95 75
		土間床等の外周部分の基礎	3.5	185	175	160	140	120	100 80
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160 130 105
			天井	4.0	210	200	180	160	140 115 90
		壁	2.3	120	115	105	95	80	65 55
		床	4.2	220	210	190	170	145	120 95
		その他の部分	3.1	165	155	140	125	110	90 70
		土間床等の外周部分の基礎	3.5	185	175	160	140	120	100 80
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井	4.0	210	200	180	160	140	115 90
		壁	1.7	90	85	80	70	60	50 40
		床	3.8	200	190	175	155	130	110 85
		その他の部分							
		土間床等の外周部分の基礎	3.5	185	175	160	140	120	100 80
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30
		その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35 30

(別表５－１の４、５、６及び７地域又は別表５－２の４、５、６及び７地域)

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位		断熱材 の熱抵 抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5	130	125	115	100	85	70	55
		壁		1.1	60	55	50	45	40	35	25
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0	105	100	90	80	70	60	45
		壁		0.9	50	45	45	40	35	30	20
		床	外気に接する部分	2.1	110	105	95	85	75	60	50
			その他の部分	1.5	80	75	70	60	55	45	35
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.8	45	40	40	35	30	25	20
			その他の部分	0.2	15	10	10	10	10	10	5
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁		2.2	115	110	100	90	75	65	50
		床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75
			その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65	50
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15
		枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160
天井	4.0				210	200	180	160	140	115	90
壁				2.3	120	115	105	95	80	65	55
床	外気に接する部分			3.1	165	155	140	125	110	90	70
	その他の部分			2.0	105	100	90	80	70	60	45
土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分			1.7	90	85	80	70	60	50	40
	その他の部分			0.5	30	25	25	20	20	15	15
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法			屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140
		壁		1.7	90	85	80	70	60	50	40
		床	外気に接する部分	2.5	130	125	115	100	85	70	55
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	90	85	80	70	60	50	40
			その他の部分	0.5	30	25	25	20	20	15	15

(別表５－１の８地域又は別表５－２の８地域)

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位		断熱材 の熱抵 抗の値	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル)						
					A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		1.6	85	80	75	65	55	45	40
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
	外断熱工法	屋根又は天井		1.4	75	70	65	60	50	40	35
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	130	105
			天井	4.0	210	200	180	160	140	115	90
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								
		枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160
天井	4.0				210	200	180	160	140	115	90
壁											
床	外気に接する部分										
	その他の部分										
土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分										
	その他の部分										
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法			屋根又は天井		4.0	210	200	180	160	140
		壁									
		床	外気に接する部分								
			その他の部分								
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分								
			その他の部分								

記号	断熱材の種類	記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール 13K相当、18K相当		吹込用セルローズファイバー 25K相当、45K相当、55K相当
	インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーボード)		フェノールフォーム断熱材2種1号(AⅠ、AⅡ)、3種1号(AⅠ、AⅡ)
	建材畳床(Ⅲ形)		建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォームA種3
A-2	グラスウール断熱材 10K(10-50、10-49、10-48)		吹込用ロックウール65K相当
	高性能グラスウール断熱材 10K相当(HG10-47、HG10-46)	D	グラスウール断熱材 80K(80-33)、96K(96-33)
	吹込用ロックウール 25K相当		高性能グラスウール断熱材 20K(HG20-34)、 24K(HG24-34、HG24-33)、 28K(HG28-34、HG28-33)、 32K(HG32-34、HG32-33)、 36K(HG36-34、HG36-33、HG36-32、HG36-31)、 38K(HG38-34、HG38-33、HG38-32、HG38-31)、 40K(HG40-34、HG40-33、HG40-32)、 48K(HG48-33、HG48-32、HG48-31)
	建材畳床(K、N形)		ロックウール断熱材(HC)
B	グラスウール断熱材 12K(12-45、12-44)、16K(16-45、16-44)、 20K(20-42、20-41)		ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材1号
	高性能グラスウール断熱材 10K(HG10-45、HG10-44、HG10-43)、 12K(HG12-43、HG12-42、HG12-41)		押出法ポリスチレンフォーム断熱材2種(b(A、B、C))
	ロックウール断熱材(LA、LB、LC)		フェノールフォーム断熱材2種2号(AⅠ、AⅡ)
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材4号		硬質ウレタンフォーム断熱材1種
	ポリエチレンフォーム断熱材1種1号、2号		ポリエチレンフォーム断熱材3種
			建築物断熱用吹付硬質ウレタンフォームA種1、A種2
		E	押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種(a(A、B、C)、b(A、B、C))
C	グラスウール断熱材 20K(20-40)、24K(24-38)、32K(32-36)、 40K(40-36)、48K(48-35)、64K(64-35)		硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号、2号、3号、4号
	高性能グラスウール断熱材 14K(HG14-38、HG14-37)、 16K(HG16-38、HG16-37、HG16-36)、 20K(HG20-38、HG20-37、HG20-36、HG20-35)、 24K(HG24-36、HG24-35)、 28K(HG28-35)、32K(HG32-35)		フェノールフォーム断熱材2種3号(AⅠ、AⅡ)
	インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット)	F	押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種(a(D)、b(D))
	吹込用グラスウール 30K相当、35K相当		フェノールフォーム断熱材1種 1号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ) 2号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ) 3号(AⅠ、AⅡ、BⅠ、BⅡ、CⅠ、CⅡ、DⅠ、DⅡ、EⅠ、EⅡ)
	ロックウール断熱材(LD、MA、MB、MC、HA、HB)		
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材2号、3号		
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材1種(b(A、B、C))		
	ポリエチレンフォーム断熱材2種		

(参考 日本産業規格A9521 平成26年改正前の表記)

記号	断熱材の種類	記号	断熱材の種類
A-1	吹込用グラスウール(施工密度13K、18K)	D	高性能グラスウール断熱材 40K相当
	タタミボード(15mm)		高性能グラスウール断熱材 48K相当
	A級インシュレーションボード(9mm)		A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号
	シーリングボード(9mm)		A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種
A-2	住宅用グラスウール断熱材 10K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板1種
	吹込用ロックウール断熱材 25K		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1
B	住宅用グラスウール断熱材 16K相当		建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2
	住宅用グラスウール断熱材 20K相当		A種ポリエチレンフォーム保温板3種
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号		A種フェノールフォーム保温板2種2号
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号	E	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種
	A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号
C	住宅用グラスウール断熱材 24K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号
	住宅用グラスウール断熱材 32K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号
	高性能グラスウール断熱材 16K相当		A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号
	高性能グラスウール断熱材 24K相当		A種フェノールフォーム保温板2種3号
	高性能グラスウール断熱材 32K相当	F	A種フェノールフォーム保温板1種1号
	吹込用グラスウール断熱材 30K、35K相当		A種フェノールフォーム保温板1種2号
	住宅用ロックウール断熱材(マット)		
	ロックウール断熱材(フェルト)		
	ロックウール断熱材(ボード)		
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号		
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号		
	A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号		
	A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種		
	建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3		
	A種ポリエチレンフォーム保温板2種		
	A種フェノールフォーム保温板2種1号		
	A種フェノールフォーム保温板3種1号		
	A種フェノールフォーム保温板3種2号		
	吹込用セルローズファイバー断熱材25K		
	吹込用セルローズファイバー断熱材45K、55K		
	吹込用ロックウール断熱材 65K相当		

別表 4 地域別断熱材の必要厚さ

(鉄骨造住宅で外壁の外張断熱工法又は内張断熱工法以外の工法)

(別表 5 - 1 の 1 及び 2 地域又は別表 5 - 2 の 1 及び 2 地域)

住宅の 種類	外装材の 熱抵抗	部位	一般部断熱層を 貫通する金属部 材の有無	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル) 必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	115	110	100	85	75	60	50
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							
	0.15以上 0.56未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	130	125	110	100	85	70	55
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	60	55	50	45	40	35	25
			無							
	0.15未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	100	100	90	80	65	55	45
			無	100	100	90	80	65	55	45
		一般部	有	190	180	165	145	125	100	80
			無	160	150	135	120	105	85	70
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	75	75	65	60	50	45	35
			無							

(別表 5 - 1 の 3 地域又は別表 5 - 2 の 3 地域)

住宅の 種類	外装材の 熱抵抗	部位	一般部断熱層を 貫通する金属部 材の有無	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル) 必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15以上 0.56未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	45	45	40	35	30	25	20
			無	45	45	40	35	30	25	20
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	30	25	25	20	20	15	15
			無							
	0.15未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	70	65	60	55	45	40	30
			無	70	65	60	55	45	40	40
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

(別表 5 - 1 の 4、5、6、7 及び 8 地域又は別表 5 - 2 の 4、5、6、7 及び 8 地域)

住宅の 種類	外装材の 熱抵抗	部位	一般部断熱層を 貫通する金属部 材の有無	断熱材の厚さ (単位 ミリメートル) 必要厚さ						
				A-1	A-2	B	C	D	E	F
鉄骨造	0.56以上	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	5	5	5	5	5	5	5
			無	5	5	5	5	5	5	5
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	60	55	50	45	40	35	25
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	20	20	15	15	15	10	10
			無							
	0.15以上 0.56未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	20	20	15	15	15	10	10
			無	20	20	15	15	15	10	10
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	80	75	70	60	50	45	35
		一般部において断熱層	有	30	25	25	20	20	15	15

		を貫通する金属部材	無							
	0.15未満	鉄骨柱、 鉄骨梁部分	有	35	35	30	30	25	20	15
			無	35	35	30	30	25	20	15
		一般部	有	120	115	100	90	80	65	50
			無	90	90	80	70	60	50	40
		一般部において断熱層 を貫通する金属部材	有	40	40	35	30	25	25	20
			無							

別表５－１ 地域区分（令和元年11月15日まで適用する。）

地域 の 区分	都道府県名	市町村
1	北海道	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、伊達市（旧大滝村に限る。）、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
2	北海道	札幌市、函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村、旧南茅部町に限る。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、歌志内市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鶴川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町
	青森県	十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町
	岩手県	久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
3	北海道	函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧大成町、旧北檜山町に限る。）、島牧村、寿都町
	青森県	青森市（旧浪岡町に限る。）、弘前市、八戸市、平川市、黒石市、五所川原市、十和田市（旧十和田市に限る。）、三沢市、むつ市、つがる市、西目屋村、藤崎町、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鰯ヶ沢町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、鶴田町、野辺地町、おいらせ町、六戸町、横浜

	町、東北町、七戸町（旧天間林村に限る。）、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村
岩手県	盛岡市、宮古市（旧新里村、旧川井村に限る。）、奥州市、花巻市、北上市、久慈市（旧久慈市に限る。）、遠野市、二戸市、一関市（旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村に限る。）、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町
宮城県	栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）、
秋田県	秋田市（旧河辺町に限る。）、能代市（旧二ツ井町に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、鹿角市、由利本荘市（旧東由利町に限る。）、仙北市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、三種町（旧琴丘町に限る。）、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県	会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。）、田村市（旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町に限る。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村
栃木県	日光市（旧日光市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町に限る。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）、
群馬県	沼田市（旧白沢村、旧利根村に限る。）、長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）、
新潟県	十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町
山梨県	富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）、
長野県	長野市（旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村に限る。）、松本市（旧波田町、旧奈川村、旧安曇村、旧梓川村に限る。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧伊那市、旧高遠町に限る。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

	岐阜県	高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村
4	青森県	青森市（旧青森市に限る。）、深浦町
	岩手県	宮古市（旧宮古市、旧田老町に限る。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町
	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、栗原市（旧築館町、旧若柳町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧金成町、旧志波姫町に限る。）、登米市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市（旧秋田市、旧雄和町に限る。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧本荘市、旧矢島町、旧岩城町、旧由利町、旧西目町、旧鳥海町、旧大内町に限る。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧山本町、旧八竜町に限る。）、八峰町、大潟村
	山形県	山形市、鶴岡市（旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧温海町に限る。）、酒田市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、庄内町、三川町、遊佐町
	福島県	福島市、会津若松市（旧会津若松市、旧北会津村に限る。）、郡山市、白河市（旧白河市、旧表郷村、旧東村に限る。）、須賀川市（旧須賀川市、旧岩瀬村に限る。）、相馬市、南相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、喜多方市（旧塩川町に限る。）、田村市（旧都路村に限る。）、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町、浪江町、葛尾村、新地町
	茨城県	土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧下館市、旧明野町、旧協和町に限る。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧小川町、旧美野里町に限る。）、大子町
	栃木県	日光市（旧今市市に限る。）、大田原市、矢板市、那須塩原市（旧黒磯市、旧西那須野町に限る。）、塩谷町、さくら市（旧喜連川町に限る。）、那珂川町、那須町
	群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧小野上村、旧赤城村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧勢多郡東村に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町（旧中之条町に限る。）、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧月夜野町、旧新治村に限る。）、
	埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）、
	東京都	奥多摩町
	新潟県	長岡市（旧長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧山古志村、旧川口町、旧小国町に限る。）、三条市（旧下田村に限る。）、小千谷市、加茂市、十日町市（旧

	十日町市、旧川西町、旧松代町、旧松之山町に限る。)、妙高市、五泉市、阿賀野市(旧安田町、旧水原町に限る。)、魚沼市(旧堀之内町、旧小出町、旧湯之谷村、旧広神村、旧守門村に限る。)、村上市(旧朝日村に限る。)、南魚沼市、柏崎市(旧高柳町に限る。)、上越市(旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る。)、田上町、阿賀町、湯沢町、関川村
富山県	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
福井県	大野市(旧和泉村に限る。)
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町(旧勝山村、旧足和田村に限る。)、小菅村、丹波山村
長野県	長野市(旧長野市、旧信州新町、旧大岡村、旧中条村に限る。)、松本市(旧松本市、旧四賀村に限る。)、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、岡谷市、飯田市、諏訪市、安曇野市、千曲市(旧上山田町、旧戸倉町に限る。)、中野市(旧豊田村に限る。)、伊那市(旧長谷村に限る。)、青木村、下諏訪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村(旧阿智村に限る。)、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南木曽町、王滝村、大桑村、筑北村、麻績村、生坂村、坂城町、小川村、栄村
岐阜県	中津川市(旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、恵那市(旧串原村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧高鷲村、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市(旧萩原町、旧小坂町、旧下呂町、旧馬瀬村に限る。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧村岡町、旧美方町に限る。)
奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧羽須美村、旧瑞穂町に限る。)
岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧北房町、旧勝山町、旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、鏡野町(旧富村、旧奥津町、旧上齋原村に限る。)
広島県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧甲奴町、旧君田村、旧布野村、旧作木村、旧吉舎町、旧三良坂町に限る。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、

		旧吉和村に限る。)、安芸高田市 (旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町 (旧筒賀村、旧戸河内町に限る。)、北広島町 (旧芸北町、旧大朝町、旧千代田町に限る。)、世羅町 (旧甲山町、旧世羅町に限る。)、神石高原町
	徳島県	三好市 (旧東祖谷山村に限る。)
	高知県	いの町 (旧本川村に限る。)
5	福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
	茨城県	水戸市、かすみがうら市 (旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市 (旧笠間市、旧友部町に限る。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市 (旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市 (旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧緒川村に限る。)、筑西市 (旧関城町に限る。)、土浦市 (旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市 (旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町
	群馬県	前橋市、みどり市 (旧笠懸町、旧大間々町に限る。)、安中市 (旧安中市に限る。)、伊勢崎市、館林市、桐生市 (旧桐生市、旧新里村に限る。)、高崎市 (旧高崎市、旧榛名町、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧吉井町に限る。)、渋川市 (旧渋川市、旧北橋村、旧子持村、旧伊香保町に限る。)、太田市、藤岡市、富岡市、甘楽町、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市 (旧大里村、旧江南町、旧妻沼町に限る。)、幸手市、行田市 (旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市 (旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町 (旧小鹿野町に限る。)、長瀨町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
	千葉県	野田市、香取市 (旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町
	東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
	神奈川県	秦野市、相模原市 (旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町に限る。)、南足柄市、開成町、山北町、松田町、大井町、清川村

新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧三条市、旧栄町に限る。）、柏崎市（旧柏崎市、旧西山町に限る。）、新発田市、見附市、村上市（旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧山北町に限る。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
富山県	富山市（旧富山市、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村に限る。）、高岡市、黒部市（旧黒部市に限る。）、射水市、砺波市、南砺市（旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町に限る。）、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町
石川県	かほく市、加賀市、七尾市、能美市、白山市（旧鶴来町、旧河内村、旧鳥越村に限る。）、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
福井県	福井市（旧福井市、旧美山町に限る。）、あわら市、おおい町、越前市、坂井市、鯖江市、勝山市、小浜市、高浜町、大野市（旧大野市に限る。）、越前町（旧朝日町、旧宮崎村に限る。）、南越前町（旧南条町、旧今庄町に限る。）、池田町、永平寺町、若狭町
山梨県	甲府市（旧甲府市、旧中道町に限る。）、山梨市（旧山梨市、旧牧丘町に限る。）、甲州市、甲斐市、上野原市、中央市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、南アルプス市、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村、市川三郷町、身延町、南部町（旧南部町に限る。）、
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
岐阜県	山県市、恵那市（旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町に限る。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、中津川市（旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村に限る。）、関市、可児市、多治見市、大垣市（上石津町に限る。）、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、揖斐川町（旧谷汲村、旧春日村、旧久瀬村、旧藤橋村、旧坂内村に限る。）、
静岡県	浜松市（旧水窪町に限る。）、御殿場市、小山町、川根本町
愛知県	豊田市（旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町に限る。）、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市（旧関町に限る。）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る。）、津市（旧美杉村に限る。）、名張市
滋賀県	大津市（旧志賀町に限る。）、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町

京都府	京都市（旧京北町に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町に限る。）、南丹市、福知山市、木津川市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町
大阪府	堺市（旧美原町に限る。）、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市（旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に限る。）、豊岡市（旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町、旧但東町に限る。）、養父市（旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町に限る。）、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。）、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。）、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市（旧奈良市、旧月ヶ瀬村に限る。）、宇陀市（旧大字陀町、旧菟田野町、旧榛原町に限る。）、葛城市、五條市（旧五條市、旧西吉野村に限る。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町
鳥取県	鳥取市（旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町に限る。）、倉吉市（旧倉吉市に限る。）、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
島根県	松江市（旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。）、出雲市（旧佐田町に限る。）、安来市、江津市（旧桜江町に限る。）、浜田市（旧金城町、旧旭町、旧弥栄村に限る。）、雲南市、益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。）、美郷町（旧邑智町に限る。）、邑南町（旧石見町に限る。）、吉賀町、津和野町、川本町
岡山県	岡山市（旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町に限る。）、備前市、美作市、井原市、高梁市（旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町に限る。）、真庭市（旧落合町、旧久世町に限る。）、赤磐市、津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町（旧鏡野町に限る。）、和気町
広島県	広島市（旧湯来町に限る。）、三原市（旧大和町、旧久井町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町に限る。）、安芸高田市（旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。）、東広島市（旧東広島市、旧福富町、旧豊栄町、旧河内町に限る。）、尾道市（旧御調町に限る。）、府中市（旧府中市に限る。）、福山市（旧神辺町、旧新市町に限る。）、安芸太田町（旧加計町に限る。）、北広

	島町（旧豊平町に限る。）、世羅町（旧世羅西町に限る。）、
山口県	山口市（旧阿東町に限る。）、下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧岩国市、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町に限る。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。）、美祢市
徳島県	三好市（旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村に限る。）、美馬市（旧木屋平村に限る。）、東みよし町、那賀町（旧木沢村、旧木頭村に限る。）、つるぎ町（旧半田町、旧一字村に限る。）、
愛媛県	新居浜市（旧別子山村に限る。）、西予市（旧城川町に限る。）、大洲市（旧河辺村に限る。）、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町、久万高原町、鬼北町
高知県	いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町、津野町（旧東津野村に限る。）、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
福岡県	八女市（旧矢部村に限る。）、
長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。）、
熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、宇佐市（旧院内町、旧安心院町に限る。）、杵築市（旧山香町に限る。）、佐伯市（旧宇目町に限る。）、竹田市、日田市（旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町に限る。）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町に限る。）、由布市（旧庄内町、旧湯布院町に限る。）、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
6	茨城県
	鹿嶋市、神栖市（旧神栖町に限る。）、潮来市
	群馬県
	千代田町
	埼玉県
	越谷市、吉川市、熊谷市（旧熊谷市に限る。）、戸田市、行田市（旧南河原村に限る。）、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
	千葉県
	千葉市、いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市（旧小見川町、旧山田町、旧栗源町に限る。）、山武市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横芝光町
	東京都
	東京都23 区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
	神奈川県
	横浜市、川崎市、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、座間市、三浦市、小田原市、逗子市、相模原市（旧相模原市に限る。）、藤沢市、平塚市、寒川町、愛川町、葉山町、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町
	石川県
	金沢市、白山市（旧松任市、旧美川町に限る。）、野々市市

福井県	福井市（旧越廼村、旧清水町に限る。）、敦賀市、美浜町、越前町（旧越前町、旧織田町に限る。）、南越前町（旧河野村に限る。）
山梨県	南部町（旧富沢町に限る。）
岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市（旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。）、海津市、大垣市（旧大垣市、旧墨俣町に限る。）、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町、揖斐川町（旧揖斐川町に限る。）
静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市（旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ヶ日町に限る。）、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町、西伊豆町（旧賀茂村に限る。）
愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重県	津市（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。）、いなべ市、伊勢市、亀山市（旧亀山市に限る。）、熊野市（旧紀和町に限る。）、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町に限る。）、鈴鹿市、鳥羽市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
滋賀県	大津市（旧大津市に限る。）
京都府	京都市（旧京都市に限る。）、京丹後市（旧峰山町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町に限る。）、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市（旧堺市に限る。）、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市（旧姫路市、旧家島町に限る。）、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。）、三木市（旧三木市に限る。）、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市（旧竹野町に限る。）、香美町（旧香住町に限る。）、稲美町、播磨町、太子町
和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限る。）

	る。)、田辺市 (旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村に限る。)、みなべ町、日高川町、有田川町 (旧吉備町、旧金屋町に限る。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市 (旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市 (旧松江市、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧宍道町、旧八束町に限る。)、出雲市 (旧出雲市、旧平田市、旧斐川町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町に限る。)、浜田市 (旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市 (旧益田市に限る。)、江津市 (旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
岡山県	岡山市 (旧岡山市、旧灘崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市 (旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市 (旧三原市、旧本郷町に限る。)、大竹市、竹原市、東広島市 (旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市 (旧廿日市市、旧大野町、旧宮島町に限る。)、尾道市 (旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町、旧向島町に限る。)、福山市 (旧福山市、旧内海町、旧沼隈町に限る。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市 (旧山口市、旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町に限る。)、宇部市、下関市 (旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町に限る。)、岩国市 (旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市 (旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町に限る。)、周防大島町、長門市、萩市 (旧萩市、旧田万川町、旧須佐町、旧福栄村に限る。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市 (旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町に限る。)、那賀町 (旧鷲敷町、旧相生町、旧上那賀町に限る。)、つるぎ町 (旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	全ての市町
愛媛県	松山市、新居浜市 (旧新居浜市に限る。)、今治市、西条市、西予市 (旧三瓶町、旧明浜町、旧宇和町、旧野村町に限る。)、大洲市 (旧大洲市、旧長浜町、旧肱川町に限る。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市 (旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町に限る。)、砥部町 (旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町 (旧伊方町に限る。)、松前町、松野町
高知県	高知市 (旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町 (旧葉山村に限る。)、黒潮町 (旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村
福岡県	福岡市 (東区、西区、早良区に限る。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市 (旧八女市、旧黒木町、旧上陽町、旧立花町、旧星野村に限る。)、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、

	小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、築上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、荏田町、吉富町	
佐賀県	全ての市町	
長崎県	壱岐市、雲仙市（旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧南串山町に限る。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）、南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）、宇城市（旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町に限る。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町	
大分県	大分市（旧大分市、旧佐賀関町に限る。）、宇佐市（旧宇佐市に限る。）、臼杵市、杵築市（旧杵築市、旧大田村に限る。）、国東市、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。）、中津市、日田市（旧日田市に限る。）、豊後高田市、豊後大野市（旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町に限る。）、由布市（旧挾間町に限る。）、別府市、津久見市、姫島村	
宮崎県	都城市（旧都城市、旧山田町、旧高崎町に限る。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市（旧小林市、旧須木村に限る。）、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町	
鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町	
7	茨城県	神栖市（旧波崎町に限る。）
	千葉県	銚子市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
	三重県	尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
	和歌山県	御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
	山口県	下関市（旧下関市に限る。）
	徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
	愛媛県	宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧瀬戸町、旧三崎町に限る。）、愛

		南町
	高知県	高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
	福岡県	福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町に限る。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
	熊本県	八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧大矢野町、旧姫戸町、旧龍ヶ岳町に限る。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧本渡市、旧牛深市、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧天草町、旧河浦町に限る。）、芦北町、津奈木町
	大分県	佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）
	宮崎県	宮崎市、延岡市（旧延岡市、旧北川町、旧北浦町に限る。）、日南市、日向市、串間市、西都市、都城市（旧山之口町、旧高城町に限る。）、小林市（旧野尻町に限る。）、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、三股町
	鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市（旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町に限る。）、西之表市、垂水市、南九州市、日置市、姶良市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、長島町
8	沖縄県	全ての市町村
備考 この表に掲げる区域は、平成27年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。		

別表5－2 地域区分（令和元年11月16日から適用する。ただし、令和3年3月31日までは、別表5－1によることができる。）

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、士別市、名寄市、伊達市（旧大滝村に限る。）、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町（旧歌登町に限る。）、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、

		滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町（旧忠類村に限る。）、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
2	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市（旧伊達市に限る。）、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町（旧八雲町に限る。）、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町（旧枝幸町に限る。）、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町（旧幕別町に限る。）、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
	青森県	平川市（旧碓ヶ関村に限る。）
	岩手県	八幡平市（旧安代町に限る。）、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町（旧舘岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。）
	栃木県	日光市（旧栗山村に限る。）
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村
	長野県	塩尻市（旧檜川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町（旧開田村に限る。）塩尻市（旧檜川村に限る。）、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町（旧開田村に限る。）
3	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市（旧尾上町、旧平賀町に限る。）、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市（旧西根町、旧松尾村に限る。）、一関市（旧大東町、旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。）、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市（旧二ツ井町に限る。）、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町
	福島県	二本松市（旧東和町に限る。）、下郷町、只見町、南会津町（旧田島町に限る。）、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯舘村
	栃木県	日光市（旧足尾町に限る。）、
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
	石川県	白山市（旧白峰村に限る。）、
	山梨県	北杜市（旧小淵沢町に限る。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
	長野県	上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、岡谷市、小諸市、大町市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、売木村、上松町、王滝村、木曽町（旧木曽福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。）、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町
	岐阜県	飛騨市、郡上市（旧高鷲村に限る。）、下呂市（旧小坂町、旧馬瀬村に限る。）、白川村
	奈良県	野迫川村
	広島県	廿日市市（旧吉和村に限る。）、
4	青森県	鱒ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。）、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町
	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市（旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。）、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市（旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。）、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
茨城県	城里町（旧七会村に限る。）、大子町
栃木県	日光市（旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。）、那須塩原市、塩谷町、那須町
群馬県	高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町
埼玉県	秩父市（旧大滝村に限る。）、
東京都	檜原村、奥多摩町
新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
石川県	白山市（旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。）、
福井県	池田町
山梨県	甲府市（旧上九一色村に限る。）、富士吉田市、北杜市（旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。）、甲州市（旧大和村に限る。）、道志村、西桂町、富士河口湖町
長野県	長野市、松本市、上田市（旧上田市、旧丸子町に限る。）、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市（旧塩尻市に限る。）、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
岐阜県	高山市、中津川市（旧長野県木曽郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。）、下呂市（旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、設楽町（旧津具村に限る。）、豊根村
兵庫県	香美町（旧村岡町、旧美方町に限る。）、
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、曽爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
和歌山県	高野町
鳥取県	若桜町、日南町、日野町
島根県	飯南町、吉賀町

	岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、西粟倉村、吉備中央町
	広島県	庄原市(旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、安芸太田町、世羅町、神石高原町
	愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、久万高原町
	高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梶原町
5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
	秋田県	にかほ市
	山形県	酒田市(旧酒田市に限る。)
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
	茨城県	水戸市、土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町(旧常北町、旧桂村に限る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
	群馬県	桐生市(旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町
	埼玉県	秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
	千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
	東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	山北町、愛川町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
	山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アル

	プス市、北杜市（旧武川村に限る。）、甲斐市、笛吹市（旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。）、上野原市、甲州市（旧塩山市、旧勝沼町に限る。）、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町
長野県	飯田市、喬木村
岐阜県	大垣市（旧上石津町に限る。）、中津川市（旧中津川市に限る。）、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市（旧美並村に限る。）、土岐市、関ヶ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
静岡県	御殿場市、小山町、川根本町
愛知県	設楽町（旧設楽町に限る。）、東栄町
三重県	津市（旧美杉村に限る。）、名張市、いなべ市（旧北勢町、旧藤原町に限る。）、伊賀市
滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町
大阪府	豊能町、能勢町
兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町（旧温泉町に限る。）、
奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村
和歌山県	田辺市（旧龍神村に限る。）、かつらぎ町（旧花園村に限る。）、日高川町（旧美山村に限る。）、
鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
島根県	益田市（旧美都町、旧匹見町に限る。）、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町
岡山県	津山市（旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。）、高梁市、新見市、備前市、真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。）、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
広島県	府中市、三次市、庄原市（旧庄原市に限る。）、東広島市、廿日市市（旧佐伯町に限る。）、安芸高田市、熊野町、北広島町
山口県	下関市（旧豊田町に限る。）、萩市（旧むつみ村、旧福栄村に限る。）、美祢市
徳島県	三好市、上勝町
愛媛県	大洲市（旧肱川町、旧河辺村に限る。）、内子町（旧小田町に限る。）、
高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町

	福岡県	東峰村
	長崎県	雲仙市（旧小浜町に限る。）
	熊本県	八代市（旧泉村に限る。）阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市（旧宇目町に限る。）、由布市（旧湯布院町に限る。）、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町
6	茨城県	日立市、土浦市（旧新治村を除く。）、古河市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市（旧倉渕村を除く。）、桐生市（旧桐生市に限る。）、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	東京都	東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市（旧松任市に限る。）、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市（旧甲府市に限る。）、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市（旧大垣市、旧墨俣町に限る。）、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市（旧本巣

	町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧稲武町を除く。）、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重県	津市（旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。）、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市（旧員弁町、旧大安町に限る。）、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市
京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町（旧村岡町、旧美方町を除く。）、新温泉町（旧浜坂町に限る。）
奈良県	奈良市（旧都祁村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市（旧大塔村を除く。）、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
和歌山県	海南市、橋本市、有田市、田辺市（旧本宮町に限る。）、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町（旧花園村を除く。）、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町（旧川辺町、旧中津村に限る。）、上富田町、北山村

鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市（旧益田市に限る。）、大田市、安来市、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町
山口県	宇部市、山口市、萩市（旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	全ての市町
愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市（旧大洲市、旧長浜町に限る。）、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町（旧内子町、旧五十崎町に限る。）、伊方町、松野町、鬼北町
高知県	香美市、馬路村、いの町（旧伊野町に限る。）、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町
福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、荏田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	全ての市町
長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市（旧小浜町に限る。）、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
熊本県	八代市（旧坂本村、旧東陽村に限る。）、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
大分県	大分市（旧野津原町に限る。）、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久

		見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市(旧挾間町、旧庄内町に限る。)、国東市、姫島村、日出町
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町、
	鹿児島県	伊佐市、湧水町、
7	千葉県	館山市、勝浦市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市
	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
	愛知県	豊橋市
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
	大阪府	岬町
	和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く。)、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
	山口県	下関市(旧豊田町を除く。)
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市(旧新居浜市に限る。)、松前町、愛南町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市(旧小浜町を除く。)、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町
	熊本県	熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	大分県	大分市(旧野津原町を除く。)、佐伯市(旧宇目町を除く。)
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、姦良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町

8	東京都	小笠原村
	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	沖縄県	全ての市町村
備考 この表に掲げる区域は、令和元年5月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。		